

# すべての事業所は ごみ排出状況の申告が必要です

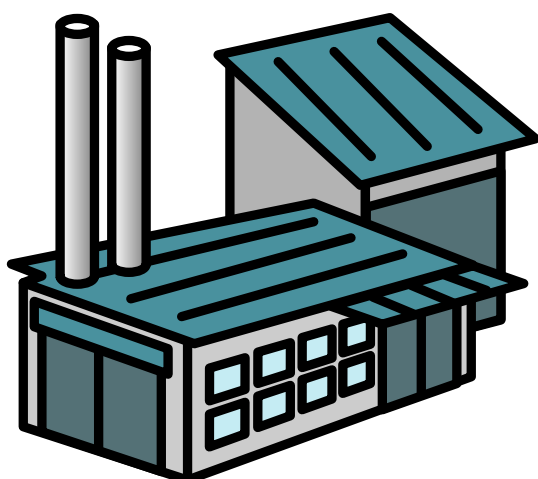
事業者が、事業活動によってごみを排出する場合には

**ごみ排出状況の申告が必要です。**

1月に「ごみ排出量調査」を行いますのでご協力をお願いします。

問合せ 環境事業課環境衛生係（☎内線297・298）

## 事業系ごみの処理について



事業者が出す事業活動によって生じたごみ（産業廃棄物を除く。）は、廃棄物に関する法律によって「事業者の責任において適正に処理しなければならない」と定められています。

事業所のごみは自己処理が原則ですが、1日平均10kgを基準として、事業系ごみの処理方法が違います。

**日量平均10kg未満  
のごみを排出する  
事業者は**

市の指定有料ごみ袋（またはシール）を使用して、市の収集場所に出すことができます。

**日量平均10kg以上  
のごみを排出する  
事業者は**

事業者が、ごみを種類別に分別し、環境センターに持ち込むか、又は許可業者（市からごみの収集運搬の許可を受けた者）と契約して、許可業者と決めた排出日時・場所・方法にしたがって出すことができます。